

ID: 1118

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	土壌地下水対策計画書の提出の命令
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第7項
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号
【根拠条文】 (工場等の廃止又は施設等の除却時の義務) 第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。 一 工場等廃止者(有害物質取扱事業者であった者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地 二 施設等除却者(有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。) 当該除却に伴い土壌の掘削を行う土地 2 前項ただし書の確認を受けた者(その者の地位を承継した者を含む。次項において同じ。)は、当該確認に係る土地の利用状況、土地の所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)その他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。 3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものとする。 一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。 4 知事は、第一項の規定による汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超える場合で、かつ、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、工場等廃止者又は施設等除却者に対し、期限その他の規則で定める事項を示して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、これを提出すべきことを指示することができる。ただし、当該土壌汚染が、当該工場等廃止者又は施設等除却者が生じさせたものでないことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。 一 当該土地の状況が、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当するとき。 二 当該土壌汚染が規則で定める基準に該当するとき(将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときを除く。))。 5 知事は、前項の規定により指示を受けた者が、提出の期限までに土壌地下水汚染対策計画書を提出しないときは、その者に対し、期限を定めて土壌地下水汚染対策計画書を提出すべきことを命ずることができる。 6 第四項又は前項の規定による土壌地下水汚染対策計画書(以下この条において「第百十六	

条計画書」という。)を提出した工場等廃止者又は施設等除却者は、当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じなければならない。

- 7 知事は、第百十六条計画書を提出した工場等廃止者又は施設等除却者が、措置を講ずべき期限までに当該第百十六条計画書に従って土壌汚染の除去等の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

備考			
----	--	--	--

設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日
-------	----------	---------	----------